

公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団と  
滋賀文教短期大学との授業連携に関する協定書

公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団（以下「甲」という。）と滋賀文教短期大学（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の課題解決に資する活動及び、乙の学生の学修成果の獲得を支援する活動を展開するため、乙の授業において連携することを目的とする。

（協力、支援の内容）

第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため、乙の授業における課題解決型学習やサービスラーニング等の実施について連携し、協力するものとする。

2 乙の授業において連携授業を実施する場合は、甲と協議のうえ、半期15講（週1日90分）を基本とした授業計画を作成し実施することとする。

3 乙の授業において、履修する学生がいない場合は、実施を見合わせるものとする。

4 その他、必要な事項は、甲、乙が協議する。

（経費負担）

第3条 第2条にかかる経費の負担については当事者負担とし、その都度協議する。

（協定の担当窓口）

第4条 本協定に基づく連携、協力の推進のため、甲、乙に各担当窓口を設置する。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から1年間継続するものとし、その後期間満了3カ月までに申し出がないときはさらに1年間その期間を延長し、以降この例によるものとする。

（協議）

第6条 本協定の目的の達成に向け、年1回以上、協議を行うものとする。本協定の改廃についても、甲、乙が協議のうえ行うものとする。

上記の協定の締結を証するため、各1通を保管する。

平成30年2月1日

甲 公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団

理事長 松居 繁隆



乙 学校法人松翠学園滋賀文教短期大学

学 長 松本 博文

